

憲法21条表現の自由と忘れられる権利

佐 藤 一 明

目 次

- 1 諸言
- 2 京都地方裁判所判決 平成26年8月7日
 - 2-1 はじめに
 - 2-2 京都地方裁判所判決文 平成26年8月7日
 - 2-3 京都地方裁判所 平成26年8月7日 判例評釈
- 3 東京地方裁判所決定 平成26年10月9日
 - 3-1 はじめに
 - 3-2 原告の主張、被告の主張 そして判決の概略
 - 3-3 東京地方裁判所決定 平成26年10月9日 評釈
 - 3-4 東京地方裁判所決定 平成26年10月9日の論争点
 - 3-5 東京地方裁判所決定 平成26年10月9日の背景
- 4 削除基準
 - 4-1 インターネット上の情報の削除等に関する最近の動き
 - 4-2 欧州委員会が提唱した「忘れられる権利」の削除基準
 - 4-3 EU 第29条作業部会の削除運用基準
 - 4-4 ヤフーが検索結果の削除に関する新基準を公表
- 5 最後に

[キーワード]

忘れられる権利

京都地裁判決平成26年8月7日

東京地裁決定平成26年10月9日

EU (欧州連合) 忘れられる権利削除基準

EU 第29条作業部会の運用基準

ヤフー、削除基準

国の第3者機関

要 旨

人のうわさは75日と言われている。

日本人男性が、ヤフー株式会社の検索サイトで名前を検索すると自分が迷惑行為防止条例違反容疑で逮捕された事実が表示されるとして、名誉毀損及びプライバシー侵害に基づいて同社に対して損害賠償及び差止めを求めた事件について、京都地方裁判所において、平成26年8月7日が請求棄却の判決を下された。

この判決は削除申請された事件について、今までの裁判の考え方を踏襲した判決である。

ところが、今までの判決を逆転するような事件が発生する。

欧州連合（EU）司法裁判所はグーグルに対して、削除申請の訴訟において、原告の訴えを認め、グーグルの責任を認め、不適切な個人情報の検索結果を削除するよう命じる判決を出した。

この、欧州連合（EU）司法裁判所の流れによるもの、影響を受けたものと思われる判決が今回の東京地方裁判所決定、2014年10月9日の判決である。

この判決ではグーグルが敗訴してしまう。

根本的な理由は「本件記事中、記事の個々のタイトル及びスニペットそれ自体から債権者の人格権を侵害していることが認められるのであるから、本件サイトを管理する債務者に削除義務が発生するのは当然である」とした。

この判決は「忘れられる権利」が認められたとして、世界的な注目を集めた。

その後、忘れられる権利の訴訟が頻繁に提起されている。

東京地裁平成26年10月9日決定（削除仮処分）

大阪高裁平成27年2月18日判決（削除訴訟）

千葉地裁松戸支部平成27年4月7日決定（削除仮処分）

東京地裁平成27年5月8日決定（削除仮処分）

さいたま地裁平成27年6月25日決定（削除仮処分）

千葉地裁松戸支部平成27年10月1日決定（仮処分決定）

名古屋地裁平成27年10月2日決定（削除仮処分）

東京地裁平成27年11月16日決定

論文では2012年、EU（欧州連合）の執行機関である欧州委員会が提唱した、削除基準、EU 第29条作業部会の公表した運用基準、2015年 3月30日 ヤフー、情報削除基準を紹介した。

知る権利と忘れられる権利のバランスを取りながら、個人情報の扱いを判断する独立した第三者機関の設置を急ぎ、そして早急に削除基準についての法律の整備が必要である。

1 諸 言

人のうわさは75日と言われている。

「人の噂も七十五日とは、世間で言いふらされている噂の賞味期限を定めたとことわざ」¹⁾

「人の噂も七十五日」とは、世間の噂というものは伝わるのも早い忘れられるのもまた早いから人のうわさに気をとらわれてはいけないという意味にとらえられている。

しかし今日のネット社会では、ネットに書き込まれたその内容は、数十年間経過しても、ネットに書きこまれたまま残っている。

ネットでは誹謗、中傷や個人情報がい際なく拡散される事例が後を絶たない。

インターネット検索最大手グーグルにおいて、自分の名前を検索すると、犯罪に関わっているかのような検索結果が出てくるのはプライバシー侵害だとして、日本人男性がグーグルの米国本社に検索結果の削除を求めた事件が発生した。

平成26年10月9日に東京地方裁判所が、グーグルに対して検索結果の削除を命じる仮処分決定を発令した。

この事件は、海外メディアでも取り上げられるほどの大きなニュースとなっている。

この『忘れられる権利』という言葉の出典は、初めは、2009年11月6日に提出されたフランスの法案であったとされる。フランス上院において、デジタル世界におけるプライバシーの権利の保障強化に関する法案解説中に、『忘れられる権利』が明記された。ただし、当該法案は成立しなかった。²⁾

個々のウェブサイトではなく、検索結果自体の削除を裁判所が命じたのは日本初の事例である。

もっとも、検索エンジン運営者に対して検索結果の削除を求める裁判自体は、これまで何件も提起されており、京都地裁でヤフー、に対して検索結果の削除を求めた訴訟で原告敗訴判決（検索結果の削除を認めない判決）が言い渡された。

この後、EU司法裁判所の判決を受け、東京地方裁判所は、グーグルに対して、削除命令を出した。

EU司法裁判所で、グーグルが敗訴してその影響もあり、同様の判断は、欧州司法裁判所において、あるスペイン人が過去に遭ったトラブルを示す検索結果が問題になり、「忘れられる権利」という言葉が話題になった。

その後、欧州では検索結果の削除依頼が急増し、多くは逮捕歴や過去の反社会的な行動についての情報だという。

2 京都地方裁判所判決 平成26年8月7日

2-1 はじめに

2014年8月7日に、日本人男性が、ヤフー株式会社の検索サイトで名前を検索すると自分が迷惑行為防止条例違反容疑で逮捕された事実が表示されるとして、名誉毀損及びプライバシー侵害に基づいて同社に対して損害賠償及び差止めを求めた事件について、京都地方裁判所が請求棄却の判決を下された。

この判決は削除申請された事件について、今までの裁判の考え方を踏襲した判決である。過去の代表的な判例は東京地方裁判所平成22年2月18日判決である。

以下東京地方裁判所平成22年2月18日判決を紹介する。

削除申請の原告は敗訴、東京地方裁判所は検索エンジンのヤフー株式会社に対して削除義務を否定した。

この判決の要旨を整理してみると次の2点に要約できる。

要点1 本件検索サービスの検索結果として一覧形式で表示されるものの中に含まれる本件各ウェブページの表示は、被告自身の意思内容を表示したものではない。

被告自身は何もプライバシーの権利を害してはいない。

要点2 「標題はもちろん、本件各ウェブページの内容から抜粋されて表示される部分についても、それ自体が原告の人格権等を侵害するものであるとまで認めることはできない。なお、本件検索サービスの検索結果の表示として、『X1は性犯罪者！消えろ、死ね』という内容が表示されることもあるようであるが、その分量や、この表示を見た利用者の受け取り方等を忖度すると、上記の表示自体が原告に対する不法行為を構成するとまで認めることはできない。』³⁾とした。

この判決は、不法行為（民法709条）が成立するなら削除が認められ、不法行為が成立しないなら削除は認められないというように、不法行為と、削除を連結している。

ヤフーに不法行為（民法709条）が成立するかどうかは、ヤフーに債権者の権利を侵害することについて故意、過失、違法性、権利の侵害、損害の発生等不法行為の要件を検討することになる。

削除の義務が発生するかどうかは、掲示板に書き込まれた内容がプライバシーの侵害、名誉棄損（民法723条）等に該当するかどうかを検討して、該当すればヤフーは故意過失の有無を問わず削除をしなければならないと解する。

名誉棄損に該当するかどうかは、事実の摘示があったかどうか次に、違法性の阻却があるかどうかを検討しなければならない。二つは分けてそれぞれ検討しなければならない問題である。

2-2 京都地方裁判所判決文 平成26年8月7日

この判決は東京地方裁判所平成22年2月18日判決を踏襲したものであり、不法行為（民法709条）と削除義務を連結したものである。

判決の要旨を毎日新聞「2014年08月23日」の記事から下記に引用する。

「忘れられる権利：京都地裁判決の要旨2014年8月7日

原告 X

被告 ヤフー株式会社

主文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事案の概要

本件は、原告が、インターネット上で検索サービス等を提供するウェブサイト「Yahoo! JAPAN」（以下「本件サイト」という）を運営する被告に対し、本件サイトで原告の氏名を検索語として検索を行うと、原告の逮捕に関する事実が表示される場所、これにより原告の名誉毀損（きそん）及びプライバシー侵害が行われているとして、不法行為に基づき、損害賠償金1100万円及びこれに対する年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、人格権に基づき、本件サイトにおける、原告が逮捕された旨の事実の表示及び同事実が記載されているウェブサイトへのリンク）の表示の各差し止めを求める事案である。

当裁判所の判断

- 1 争点1（本件検索結果の表示は原告の名誉を毀損するものとして、被告に不法行為が成立するか）について

- (1) 本件検索結果の表示による事実の摘示

ア 本件検索結果の表示は、原告の氏名を検索ワードとして本件検索サービスにより検索を行った結果の一部であり、ロボット型全文検索エンジンによって自動的かつ機械的に抽出された、原告の氏名の記載のある複数のウェブサイトへのリンク、スニペット（本件逮捕事実が記載されたもの）及びURLであるから、これによって被告が摘示する事實は、「原告の氏名が記載されているウェブサイトとして、上記の複数のリンク先サイトが存在していること」及び「その所在（URL）」並びに「上記の複数のウェブサイト中の原告の氏名を含む部分の記載内容」という事実であると認めるのが相当であり、本件検索サービスの一般的な利用者の通常の認識にも合致するといえる。

イ 原告は、本件検索結果の表示は正に本件逮捕事実の摘示である旨主張する。

しかし、上記判示のとおり、本件検索結果の表示のうちリンク部分は、リンク先サイトの存在を示すものにすぎず、本件検索サービスの利用者がリンク部分をクリックすることでリンク先サイトを開くことができるからといって、被告自身がリンク先サイトに記載されている本件逮捕事実を摘示したものとみることとはできない。また、スニペット部分に本件逮捕事実を認識できる記載があるとしても、スニペット部分は、利用者の検索の便宜を図るため、リンク先サイトの記載内容のうち検索ワードを含む部分を自動的かつ機械的に抜粋して表示するものであることからすれば、被告がスニペット部分の表示によって当該部分に認識されている事実自体の摘示を行っているとは認めるのは相当ではなく、本件検索サービスの一般的な利用者の通常の認識とも合致しないというべきである。本件逮捕事実も、検索ワード（原告の氏名）を含んでいたことから検索ワードに付随して、無数のウェブサイトの情報の中から抽出され、スニペット部分に表示されたにすぎないのであるから、被告

がスニペット部分の表示によって本件逮捕事実を自ら摘示したとみることはできないというべきである。

ウ 以上のとおり、被告が本件検索結果の表示によって摘示する事実は、検索ワードである原告の氏名が含まれている複数のウェブサイトの存在及び URL 並びに当該サイトの記載内容の一部という事実であって、被告がスニペット部分の表示に含まれている本件逮捕事実自体を摘示しているとはいえないから、これにより被告が原告の名誉を毀損したとの原告の主張は、採用することができない。

エ したがって、被告が本件検索結果の表示によって原告の名誉を毀損したとはいえないから、被告に原告に対する不法行為が成立するとはいえない。

もっとも、上記判示のとおり、本件検索結果の表示のうちスニペット部分には本件逮捕事実を認識できる記載が含まれていることから、被告が本件検索結果の表示によって本件逮捕事実を自ら摘示したと解する余地がないではない。

また、被告が本件検索結果の表示をもってした事実の摘示（検索ワードである原告の氏名を含む本件逮捕事実が記載されている複数のウェブサイトの存在及び URL 並びに当該サイトの記載内容の一部という事実の摘示）は、本件逮捕事実自体の摘示のように原告の社会的評価の低下に直結するとはいえないものの、そのような記載内容のウェブサイトが存在するという事実自体が原告の社会的評価に悪影響を及ぼすという意味合いにおいて、原告の社会的評価を低下させる可能性があり得る。

後記（2）においては、仮に、被告に本件検索結果の表示による原告への名誉毀損が成立すると解する場合、その違法性が阻却されるかどうかにつき検討する。

（2） 違法性阻却の可否

ア 民事上の不法行為たる名誉毀損については、（1）その行為が公共の利害に関する事実に係り、（2）専ら公益を図る目的に出た場合には、（3）摘示された事実が真実であることが証明されたときは、上記行為には違法性がな

く、不法行為は成立しないものと解するのが相当である（最高裁昭和41年6月23日第一小法廷判決）。

イ 以下、本件検索結果の表示による事実の摘示につき上記ア(1)ないし(3)が認められるかどうかにつき、検討する。

(ア) (1)について

本件逮捕事実は、原告が、サンダルに仕掛けた小型カメラで女性を盗撮したという特殊な行為態様の犯罪事実に係るものであり、社会的な関心が高い事柄であるといえること、原告の逮捕からいまだ1年半程度しか経過していないことに照らせば、本件逮捕事実の適示はもちろんのこと、本件逮捕事実が記載されているリンク先サイトの存在及びURL並びに当該サイトの記載内容の一部という事実の摘示についても、公共の利害に関する事実に係る行為であると認められる。

(イ) (2)について

前提事実によれば、本件検索結果の表示は、本件検索サービスの利用者が検索ワードとして原告の氏名を入力することにより、自動的かつ機械的に表示されるものであると認められるから、その表示自体には被告の目的というもの観念し難い。

しかしながら、被告が本件検索サービスを提供する目的には、一般公衆が、本件逮捕事実のような公共の利害に関する事実の情報にアクセスしやすくするという目的が含まれていると認められるから、公益を図る目的が含まれているといえる。本件検索結果の表示は、このような公益を図る目的を含む本件検索サービスの提供の結果であるから、公益を図る目的によるものといえる。

(ウ) (3)について

前提事実のとおり、本件逮捕事実は真実である。また、本件検索結果の表示は、本件検索サービスにおいて採用されたロボット型全文検索エンジンが、自動的かつ機械的に収集したインターネット上のウェブサイトの情報に基づき表示されたものであることに照らせば、本件逮捕事実が記載されているリ

リンク先サイトの存在及び URL 並びにその記載内容の一部は事実であると認められる（なお、リンク先サイトが削除されていたとしても、同サイトが存在していたことについての真実性は認められる）。

したがって、仮に、被告が本件検索結果の表示をもって本件逮捕事実を摘示していると認められるとしても、または、被告が本件検索結果の表示をもって、本件逮捕事実が記載されているリンク先サイトの存在及び URL 並びにその記載内容の一部という事実を摘示したことによって、原告の社会的評価が低下すると認められるとしても、その名誉毀損については、違法性が阻却され、不法行為は成立しないというべきである。

2 争点2（本件検索結果の表示は原告のプライバシーを侵害するものとして、被告に不法行為が成立するか）について

(1) 被告が本件検索結果の表示によって原告のプライバシーを侵害したかどうかは、本件検索結果の表示によって被告が適示した事実が何であったかにより異なりうるが、仮に本件検索結果の表示による被告の事実の摘示によって原告のプライバシーが侵害されたとしても、(1) 摘示されている事実が社会の正当な関心事であり、(2) その摘示内容・摘示方法が不当なものない場合には、違法性が阻却されると解するのが相当である。

(2) これを本件についてみるに、争点1における違法性阻却につき判示したのと同様の理由により、本件逮捕事実の摘示はもとより、本件逮捕事実が記載されているリンク先サイトの存在及び URL 並びにその記載内容の一部という事実の摘示も、社会の正当な関心事ということができ((1))、その摘示内容・摘示方法も、本件検索サービスによる検索の結果として、リンク先サイトの存在及び URL 並びにその記載内容の一部を表示しているにすぎない以上、その摘示内容、摘示方法が不当なものともいえない((2))。

(3) したがって、本件検索結果の表示による上記事実の摘示に係る原告のプライバシー侵害については、違法性が阻却され、不法行為は成立しない。

3 争点3 (損害及び因果関係)

争点4 (本件差し止め請求の可否)

本件検索結果の表示による被告の原告に対する名誉毀損及びプライバシーの侵害については、成立しないか、または、その違法性が阻却されるというべきであるから、争点3については判断の必要がない。

争点4に係る原告の本件差し止め請求については理由がない。

4 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。」⁴⁾

2-3 京都地方裁判所 平成26年8月7日 判例評釈

この判決は今までの判例を踏襲したものである。

京都地判平成26年8月7日判決 (Yahoo! 検索の削除請求) は削除義務の前提として、もっぱら不法行為の成立を検討しており、この「検索エンジンが悪いことをしているなら削除義務を認める」という考え方が引き継がれていることが見て取れる。

判例の文章から削除申請を否定した理由を整理する。

以下の5点に要約することができる。

- 1 特殊な犯罪事実で社会的な関心が高く、簡単に削除を認めることはできない。
- 2 逮捕からいまだ1年半程度しか経過していないのでインターネット上にのせておく理由と必要がある。
- 3 本件逮捕事実が記載されているリンク先サイトの存在及びURL並びに当該サイトの記載内容の一部という事実の摘示についても、公共の利害に関する事実に係る行為であると認められる。
- 4 被告が本件検索サービスを提供する目的には、一般公衆が、本件逮捕事実のような公共の利害に関する事実の情報にアクセスしやすくするという目的が含まれていると認められるから、公益を図る目的が含まれてい

るといえる。

本件検索結果の表示は、このような公益を図る目的を含む本件検索サービスの提供の結果であるから、公益を図る目的によるものといえる。

- 5 検索エンジンは、一定のアルゴリズムに基づいて自動的かつ機械的に表示されるものであると認められるから、その表示自体には被告の目的というものを観念し難い。

この判決は今までの判例を踏襲したものであり削除申請は認めることはできないとする。

3 東京地方裁判所決定 平成26年 10月9日

3-1 はじめに

欧州連合（EU）司法裁判所は、グーグルの責任を認め、不適切な個人情報検索結果を削除するよう命じる判決を出した。

この判決は「忘れられる権利」が認められたとして、世界は驚きの目をもって判決を見つめた。

今回の東京地裁決定、平成26年10月9日は、こうした流れに続くものだとして世界中にこのニュースが注目を浴びた。

この事件はインターネット検索最大手「グーグル」で日本人男性がグーグルの申立人がグーグルの検索サイトで自分の名前を検索すると犯罪に関わっているかのような検索結果が表示されるとして、プライバシー侵害であることを理由に米国のグーグル本社を相手方として差止めを求めた事件である。

3-2 原告の主張、 被告の主張 そして判決の概略

原告主張

男性は、犯罪を連想させる検索結果が出ることで、「現在の生活が脅かされる」「人格権が侵害される内容が表示されている」として、(検索)サイトを管理するグーグル側に削除義務が発生するのは当然だと主張して削除を求

める仮処分を申し立てた

被告の反論

検索サイトの情報表示をむやみに操作するのも問題がある。

検索サイトが市民の情報アクセスの面で果たす公益性は高い。

例えば政治家など公的な立場にある人の過去の発言や行動など、仮に本人が不都合ととらえて削除を求めても、公共性があり、広く共有、提示されるべき情報が含んでいる。

その運営会社は検索結果の内容や真偽に責任はなく、中立的な仲介者にすぎないと主張して、削除請求を拒否してきた。

判決 結論

グーグルの主張に対する 東京地方裁判所決定平成26年 10月9日 判断部分

「債務者は、本件サイトによるインターネット検索サービスの公益性や、検索サービスの提供者は検索結果の内容の正確性や正当性については何ら表現を行っていないことから、検索サービスの提供者には検索結果についての削除義務は原則として認められない旨主張し、なるほど、今日においてインターネット検索サービスの利用は、インターネットを効率的に利用する上で、きわめて重要な役割を果たしていることは公知の事実である。しかし、本件投稿記事中、主文第1項に列挙したものは、タイトル及びスニペットそれ自体から債権者の人格権を侵害していることが明らかである一方、このように投稿記事の個々のタイトル及びスニペットの記載自体を根拠として投稿記事について債務者に削除義務を課したとしても債務者に不当な不利益となるとはいえないし、また、他者の人格権を害していることが明白な記載を含むウェブサイトを検索できることが本件サイトを利用する者の正当な利益ともいい難い。よって、債務者の上記主張は採用できない。

また、債務者は、本件サイトの検索結果のリンク先のウェブサイトの管理者に削除を求めれば権利救済として足りるから、債務者に検索結果についての削除義務は原則として認められない旨主張するが、本件投稿記事目録中、主文第1項に列挙したものは、投稿記事の個々のタイトル及びスニペットそ

れ自体から債権者の人格権を侵害していることが認められるのであるから、本件サイトを管理する債務者に削除義務が発生するのは当然であり、債務者の上記主張は、これに反する限りにおいて採用できない。』⁹⁾

3-3 東京地方裁判所決定 平成26年 10月9日 評釈

今回の仮処分決定は、「今日においてインターネット検索サービスの利用は、インターネットを効率的に利用する上で、きわめて重要な役割を果たしていることは公知の事実である」として、「検索サービスの公益性」を肯定しつつ、反面、以下の理由でもって検索結果の削除を認めている。この結論は妥当であると考える。

今回の仮処分決定の内容の要点は以下の4点に集約できる。

- 1 本件記事中、記事の個々のタイトル及びスニペットそれ自体から債権者の人格権を侵害していることが認められるのであるから、本件サイトを管理する債務者に削除義務が発生するのは当然である。
- 2 個々のタイトル及びスニペットの記載自体を根拠として検索結果の削除義務を課したとしてもグーグルに不当な不利益となるとはいえない
- 3 他者の人格権を害していることが明白な記載を含むウェブサイトを検索できることが本件グーグルの検索サービスを利用する者の正当な利益ともいい難い
- 4 「検索結果のリンク先のウェブサイトの管理・運営者（コンテンツプロバイダ）に削除を求めれば権利救済として足りるから検索結果についての削除義務は原則として認められない。」とのグーグルの主張についても、今回の仮処分決定は、個々のタイトル及びスニペットそれ自体が人格権を侵害していることが認められるのであるから、グーグルに削除義務が発生するのは当然との理由で排斥している。

3-4 東京地方裁判所決定 平成26年 10月9日の論争点

論争点 1 削除の要件としてグーグルの故意、過失は必要か

この争点について「グーグルは、URL、タイトル及びスニペットは、一定のアルゴリズムに基づいて、自動的かつ機械的に表示されているに過ぎず、債務者の主観的な判断が入っていないとして、条理上の削除義務はないと主張した。

また、グーグルは、本件ウェブページに表示されるコンテンツを管理しているコンテンツプロバイダではない。とも主張していました。

従前から、掲示板管理会社やブログサイト運営会社、クチコミサイト運営会社等に対しては、同社がいわゆるコンテンツプロバイダであるとの一事をもって、サイト内のコンテンツにつき、条理上の削除義務が認められてきました。

この条理上の削除義務を検討する際、同社に故意・過失があったかどうか、という主観面は問題とされません。

また、グーグルは、本件ウェブページに表示されるコンテンツを管理しているコンテンツプロバイダではない、とも主張していました。

しかし、『自動的かつ機械的に』といっても、そのプログラム（クローラ）やサービスを設計して作ったのはグーグル自身でありグーグルの意思が介在していること、インターネットの歴史から見ても、検索サイトはインターネットにおけるコンテンツの1つにすぎないことから、検索サイトもまたコンテンツプロバイダであり、条理上の削除義務が認められてしかるべき、ということになります。

本件決定は、『本件サイトを管理する債務者に削除義務が発生するのは当然であり』としており、グーグルがコンテンツプロバイダであることを認めたものと考えられます。』⁶⁾

被告、ブログ管理者のコメントは「第三者が勝手に投稿したもので、自分は内容を一切見ていない、知らない」「一定のアルゴリズムに基づいて自動的かつ機械的に表示させている」と主張しても、それは「自動的かつ機械的

に表示」された検索結果の内容を知らないので不法行為（民法709条）の故意過失がないというに過ぎず、不法行為には該当しないというに過ぎない。

自身が管理するウェブサイトに表示させた検索結果が名誉棄損の人格権を侵害するものであれば、検索サービス提供者も掲示板の管理・運営者と同様に削除義務を負うのがというべきである。

論争点 2 削除と損害賠償責任

「グーグルの自動的に機械的に、という主張は、削除義務と損害賠償責任の要件を混同しているもののようにも読める。

グーグルがコンテンツプロバイダであれば、プロバイダ責任制限法における特定電気通信役務提供者と考える余地があり、損害賠償責任は、『他人の権利が侵害されていることを知っていたとき』または『他人の権利が侵害されていることを知る事ができたと認めるに足りる相当の理由があるとき』（同法3条1項）でなければ負いません。

そのためグーグルがいう『自動的に機械的に』という主張は、損害賠償責任を否定する理由とはなっても、削除義務を否定する理由とはならないと考えられます。』⁷⁾

書き込み、等によりに名誉を傷つけられた被害者が、グーグルに対してコメント削除の裁判を提起したとき、削除を認めるか否かの審理は、あくまでそのコメントの掲示板に記載された内容が名誉を侵害しているか、プライバシーを侵害しているかを対象に行われるべきです。

グーグルの側が、コメントは第三者が勝手に投稿したもので、自分は内容を一切見ていない、知らない、故意、過失がない、悪いことをしていないと主張したとしても、削除を認めるか否かには全くの無関係ないことです。

グーグルがコメントを見ていないということは、不法行為の成立要件である故意、過失、違法性、権利侵害がないのでグーグルに対する損害賠償請求を請求することができないという問題に過ぎない。

3-5 東京地方裁判所決定 平成26年 10月9日の背景

EU判決は「controller」という表現を用いて、サイトを管理している者（controller）は、自身が管理するサイトに存在する違法な情報を削除しなければならないとした。

そして、検索エンジン運営者である Google も検索エンジンというサイトの「controller」には変わらないのであるから、違法な情報を検索結果から削除せよと判示した。

このEU判決の理論は、今回の東京地裁決定について影響を及ぼして、削除命令を出したものと考えます。

「EU司法裁判所「忘れられる権利」裁定

(1) 検索エンジン事業者の解釈

欧州司法裁判所は、何人も、検索エンジンで個人名を検索した際に表示される検索結果の一覧から、インターネット上の当該個人に関する構造化された情報を概観することができ、検索エンジンこそが情報を相互に結び付ける役割を果たしているとした。さらに、インターネットや検索エンジンが発達した現代で、検索結果は、あらゆるところで生成されるため、個人の権利侵害の危険が高まっているとした。

これらに鑑み、検索エンジンの動作は、インターネット上の情報を自動的に索引付けし、一時的に蓄積し、最終的には、特定の優先順位に従って利用できるようにするものであるため、当該情報に個人データが含まれている場合、この一連の動作は、EUデータ保護指令第2条(b)で定義される「個人データの処理」(processing of personal data)に該当すると裁定した。そして、検索エンジン事業者は、同指令第2条(d)で定義される「管理者」(controller)に該当すると裁定した。その結果、リンク先のウェブサイトの管理者の責任とは独立して、グーグル自身の管理者としての責任(削除義務)が認められた。

(2) データ主体の権利

データ主体には、検索エンジン事業者に対して、削除を要求する権利があ

ることを認めた。

削除のための判断においては、関連する全ての事情が考慮されなければならない、特に、当該情報が、現時点において、個人名での検索により表示される検索結果からリンクされるべきではないという権利をデータ主体が有しているかどうかについて審査されなければならないとした。

個人名での検索による検索結果からリンクされるべきではないという権利を、データ主体が有していることが肯定される場合には、事業者は、検索結果から当該情報を含むページへのリンクを削除しなければならないとした。それは、当該情報がリンク先から事前又は同時に削除されない場合や、情報自体は適法に公表されていた場合も同様であるとした。

EU基本権憲章第7条、第8条に鑑みれば、プライバシーと個人データの保護という基本的権利は、原則として、事業者の経済的利益のみならず、当該情報へアクセスする公衆の利益にも優先するが、例外的に、公人である場合等には、公衆の利益が優越するとした。

また、個人は、直接、事業者に削除を求めることができ、事業者がそれを認めなかった場合には、監督機関や裁判所へ訴えることができる旨を示した。』⁸⁾

その後次々に削除申請の訴訟が提起されている。

次の大阪高裁平成27年2月18日判決が結果はヤフーに対する削除の訴訟につき、ヤフーが勝訴しているが、東京地決平成26年10月9日の考え方を継承している。

「本件検索結果に係るスニペット部分に記載された本件逮捕事実は、『控訴人の社会的評価を低下させる事実であるから、本件検索結果に係るスニペット部分にある本件逮捕事実の表示は、原則として、控訴人の名誉を毀損するものであって違法であると評価される。』という表現で、スニペット（検索結果のうち、サイトの抜粋部分）が人格権侵害となるケースが存在することを認めています。

ただし本件では、違法性阻却事由があるとして、結果的に削除は認容され

ていません。これが、違法性阻却事由のない事案なら、グーグルやヤフーといった検索サイトに対し、検索結果の削除を求めることが可能、ということになります。

東京地決平成26年10月9日との共通性

上記大阪高判は、スニペット部分の記載内容に注目し、スニペットの違法性を論じている点で、グーグル本社に対する東京地決平成26年10月9日とえ方を共通にしているようです。』⁹⁾

その後の訴訟は次のとおりである。

東京地裁平成26年10月9日決定「削除仮処分」

大阪高裁平成27年2月18日判決「削除訴訟」

千葉地裁松戸支部平成27年4月7日決定「削除仮処分」

東京地裁平成27年5月8日決定「削除仮処分」

さいたま地裁平成27年6月25日決定「削除仮処分」

千葉地裁松戸支部平成27年10月1日決定「仮処分決定」

名古屋地裁平成27年10月2日決定「削除仮処分」

東京地裁平成27年11月16日決定

4 削除基準

4-1 インターネット上の情報の削除等に関する最近の動き

削除基準についてはグーグル、ヤフーが訴訟で敗訴することになり、削除を迫られ、その場合の削除基準が必要になり、ヤフー等が削除基準を発表した。

削除に関する主な経過を示す。

「インターネット上の情報の削除等に関する最近の動き

2014年5月13日

欧州連合（EU）司法裁判所が米グーグルに対して、私人の債務関連の情報について検索結果から削除を求める判決（忘れられる権利判決）

2014年5月29日

米グーグルが忘れられる権利判決を踏まえ、不適切なリンクの削除申請を受けつけるサイト開設

2014年8月7日

京都地裁が京都迷惑行為防止条例違反（投影）容疑で男性が逮捕され有罪が確定した事件で男性がヤフーの検索結果の中止を求めた請求を棄却する

2014年10月9日

東京地裁が、米グーグルに対し、ある男性が犯罪と関連性があるとする表現が出てくる検索結果の削除を命じる仮処分

2015年2月6日

米グーグルの忘れられる権利に関する諮問委員会が同権利の適用はEU圏にとどめるのが適当とする報告者を公表

2015年3月11日

米ツイッターが同意なく撮影。配布が行われた私的な画像や動画の投稿を禁じる文言をルールに追加

2015年3月15日

米フェイスブックがコミュニティー規定を更新し、いじめやリベンジボルトなどの投稿を禁ずることをより明確化

2015年3月30日

ヤフーが検索結果の削除に関する新基準を公表¹⁰⁾

4-2 欧州委員会が提唱した「忘れられる権利」の削除基準

「2012年、EU（欧州連合）の執行機関である欧州委員会が提唱した「忘れられる権利」

これは事実誤認の、あるいはプライバシー侵害や名誉棄損にあたるようなデータの削除を当該者が要請すればこれを認めるべきだという考え方で、以下のような内容を含んでいた。

- (1) ユーザーがもはや不要と思う個人データ（名前、写真、メールアドレス、クレジットカード番号など）は、事業者に対して削除要請できる。
- (2) 正当な理由がない限り、事業者は削除要請に応じなくてはならない。
- (3) 深刻な違反に対しては、事業者に最大100万ユーロ（約1億円）か、売り上げの2の罰金を科す。

EUは法案づくりに取り組んだが、総論的にはもっともな提案ながら、実際の法案作りは難航した。それは必ずしも検索サイトだけをターゲットにしたものでもなかったようだが、被害を受けている側からすると、広範に分散するオリジナル情報はともかく、その情報へのリンクが検索サイトから削除できれば、実際には多くの人の目にはふれないわけで、いろんな国で、グーグルを相手に情報へのリンクを削除するよう求める訴訟が起こされるようになった。検索サイトの影響力が大きくなったからである。』¹¹⁾

4-3 EU 第29条作業部会の削除運用基準

EU 第29条作業部会の公表した忘れられる権利の削除 運用基準について示す。

「検索エンジン事業者に対する削除リクエストが拒否された場合に、データ主体は、データ保護機関に苦情申出を行うことができる。EU 第29条作業部会は、EU加盟国それぞれのデータ保護機関がその苦情申出を受けて、削除の適否について判断する際の基準として「共通基準」を示している。一方で、グーグル諮問委員会は、グーグルがデータ主体から削除リクエストを受けた際の検索エンジン事業者としての削除の適否のための評価基準を示している。手続的段階は異なるが、双方の基準は、データ主体のプライバシーと、当該情報へアクセスする公衆の利益のバランスを図るためのものである。

- ① 自然人の名前等による検索結果であるか。個人名による検索結果が私生活の保護へ与える影響は大きい。
- ② データ主体は、公的役割を果たしているか。公人であるか。公的役割を果たしているという基準は、公人という基準より広いものである。公的役割

を果たしている場合には、情報へアクセスする公衆の利益がある。情報へのアクセスが正当化される公的役割又は公人の基準について、それぞれを明確に定義付けることは不可能であるとする。

- ③データ主体は、未成年であるか。未成年である場合には、削除が肯定されやすい。
- ④データは、正確であるか。データが事実に照らして正確ではなく、かつ、そのデータが個人について不正確、不十分な又はミスリーディングな印象を与えるような場合には、削除が適切であると判断されやすい。データの正確性が争われている間は、データ保護機関は介入しないという選択もできる。
- ⑤データに関連性があり、過度ではないか。
 - (a) データ主体の職務との関連性があるか。
 - (b) ヘイトスピーチ・中傷・名誉毀損・侮辱を構成する情報へのリンクであるか。
 - (c) 個人的意見であるか、検証された事実るか。関連性の判断は、データの公表時からの経過時間に大きく依存する。各基準についてのコメントは以下のとおりである。
 - (a) データ主体の職務に必要以上に密接に関係するものかどうか、データ主体は当該時点においても同じ職務に就いているかも考慮する。
 - (b) データ保護機関は、データ主体に対して、警察や裁判所による措置も案内する。
 - (c) 他人への悪口を含むような個人的活動は削除が肯定されやすい。
- ⑥EU データ保護指令第8条で定義されるセンシティブな情報であるか。例として、健康、性的指向、宗教的信条に関する情報は、センシティブな情報であり、削除が肯定されやすい。
- ⑦データは最新のものであるか。

データの取扱い (processing) に必要な期間を過ぎてアクセスされる状態にあるか。

必要な期間を過ぎてアクセスされる状態にあるような情報は、削除が肯定されやすい。

⑧データの取扱いが、データ主体に対して不利益を生じさせるか。データ主体のプライバシーに不均衡に悪い不利益の存在の立証は要件ではない（裁定も明記している。）が、存在が証明されれば、より削除が肯定されやすい。また、不均衡の例としては、公的な議論の対象となり得ないような調査と情報-ISSUE BRIEF-No.854 13影響を与えるか。ささいな軽罪の事実等がある。

⑨データ主体を危険にさらすような情報へのリンクであるか。

「なりすまし」や「ストーカー行為」の危険を生むような情報の場合には削除が適切であると判断されやすい。

⑩どのような事情で公表されたか。

(a) データ主体が自ら公表したか。(b) 公表を予定していた、又は公表について合理的に知り得たか。当初は合意していたが、後にそれを撤回した場合は、その撤回の時点で公表を止めるべきであり、一般的には、検索結果からの削除が肯定される。

⑪報道目的により公表されたか。公衆への情報提供を職業とする者による公表の場合は、この基準の重要性が増す。もっとも、この基準単独で十分な判断ができるわけではない。

⑫データの公表者は、個人データを公にする法的権限又は法的義務を有しているか。

データの公表者が、個人データを公にする法的権限又は法的義務を有している場合は、削除が肯定されにくい。

⑬データは、犯罪に関するものであるか。犯罪が軽く、時が経過している場合は、検索結果からの削除が肯定されやすい。犯罪が重罪で、直近に生じた場合は、削除が肯定されにくい。]¹²⁾

4-4 ヤフーが検索結果の削除に関する新基準を公表

「ヤフーは2015年3月30日、インターネット検索で表示される情報の削除に関する初の基準を発表した。表示内容や削除を要請した人の属性を検討し、プライバシーの侵害が明白な場合、該当部分の削除に応じるとした。2015年3月31日から適用する。

基準では、表示内容が性的画像や病歴、犯罪被害などの場合、プライバシー保護の必要性が高いケースとみて判断するとした。

一方で、前科や逮捕歴といった過去の違法行為などに加え、削除の要請者が議員、一定の役職の公務員ら公職者や企業経営者、著名人の場合、公益性の高い情報だとして、表現の自由を踏まえて判断する。

削除される可能性が高い	表示内容が性的画像、病歴、犯罪被害。いじめ被害等
削除されにくい 公益性が高い、 表現の自由尊重	前科、逮捕歴等 一定の役職の校務員、企業経営者、著名人、政治家の 不祥事

」¹³⁾

5 最後に

まず、削除が認められるとしても、サイトの管理者と連絡ができないという問題がある。

「個人情報を削除するには、書いた人やサイトの管理者に求めるのが一般的だが、連絡できない場合や転載を重ねられたりして膨大な情報が出回ったときは全て削除することは困難で、有効策がない。」¹⁴⁾

次に忘れ去る権利と「知る権利」の調整を考えることが重要である。

削除が認められるとしても、公共的な利害に関することは削除されないように配慮することが必要である。

公務員あるいは犯罪者等に関わるものまで削除してしまうと国民の「知る

権利」を害してしまう危険性がある。

「たとえば政治家の不祥事や歴史的事実等の場合は、公益が優先されなければならない。

その線引きとバランスは個別に判断されねばならず、削除のルールづくりや、いちいち裁判を起こさなくても迅速に救済の判断を仰げる体制の構築を急ぎたい。」¹⁵⁾¹⁶⁾

削除が容易に認められることになると、政治権力、経済団体、労働団体等強い団体から公共性の強い情報でも削除を強いられることになる危険性があるので注意を払わなくてはならない。

更にコストは誰が負担するのかという問題がある。

削除判断には一定のコストがかかり、ヤフーの吉川氏は「削除すべきか否かについては、社会的には誰かがコストを負って調べて結論を出さなければならない、そのコストを誰が負担するかという問題がある」と指摘する。

情報通信総合研究所の中島美香氏は「小さな事業者は立ち行かなくなるおそれもある。

立法で保護すべきなのか、裁判所の事後判断に委ねたままの方がいいのか、あるいは第三者機関のようなものに判断させた方がいいのか、いずれ議論されるときがくるだろう」と指摘する。

新聞各紙も、東京地方裁判所決定 平成26年10月9日の後、第三者機関を設立して法律の整備をすることを提唱している。

「インターネット上に残る個人の「情報」が、生身の人間をがんじがらめにし、現実生活さえ脅かす時代になった。『便利』や『活用』ばかりが強調されるが、プライバシーをいかに、どこまで守るかは新たな人権問題になってきている。国として早急に基本原則を確立し、対策や法整備に取り組みねばならない。」¹⁷⁾

「識者からは「ネットでは何を書いてもいいという時代は終わりつつある。削除請求権の立法化を促す意見の一方、知る権利や表現の自由との両立を図るための第三者機関を設置すべきだとの提案もある。忘れられる権利の議論

を深める中で、着地点を見いだしたい。』¹⁸⁾

「知る権利と忘れられる権利のバランスを取りながら、個人情報扱いを判断する独立した第三者機関の設置を提唱する声がある。

ネットは世界に広がり、しかも急激なため、対応が追いついていない。ルールや仕組みをつくる必要があるが、それだけでない。わたしたち自身がネットへの接し方を見つめ直し、ネット社会を成熟したものにしていきたい。』¹⁹⁾

削除を巡る困難な問題を解決しながら、法律の制定を急ぎ、削除基準を明確にすべきと考える。

第3者機関を設立して、公平な機関による削除の基準を早く作るべきと考える。

参考文献

- 1) 故事ことわざ辞典
- 2) 「忘れられる権利」をめぐる動向
調査と情報 — ISSUE BRIEF — NUMBER 854 (2015.3.10.)
国立国会図書館 調査及び立法考査局行政法務課 今岡直子
- 3) 2015年04月19日 東京朝刊
- 4) Google に対する検索結果削除仮処分決定 (東京地決平成26年10月9日) <<http://kandatomohiro.typepad.jp/blog/2014/10/gooGoogle> に対する検索結果削除仮処分
- 5) Google に対する検索結果削除仮処分決定 (東京地決平成26年10月9日) <<http://kandatomohiro.typepad.jp/blog/2014/10/gooGoogle> に対する検索結果削除仮処分
- 6) 当該訴訟の原告代理人の神田知宏弁護士によるブログ<<http://kandatomohiro.typepad.jp/blog/2014/10/gooGoogle> に対する検索結果削除仮処分決定 (東京地決平成26年10月9日)
- 7) 当該訴訟の原告代理人の神田知宏弁護士によるブログ<<http://kandatomohiro.typepad.jp/blog/2014/10/gooGoogle> に対する検索結果削除仮処分決定 (東京地決平成26年10月9日)
- 8) 国立国会図書館
調査及び立法考査局行政法務課 今岡直子
- 9) 2015年2月18日 IT 弁護士 カンダのメモ
- 10) 毎日新聞2015年4月19日
- 11) PRESIDENT Online 2015年04月10日

「忘れられる権利」って何？ヤフーが検索情報削除の新基準を作った理由-矢野直明」

- 12) 「忘れられる権利」をめぐる動向
調査と情報 — ISSUE BRIEF — NUMBER 854 (2015.3.10.)
国立国会図書館 調査及び立法考査局行政法務課 今岡直子
- 13) 日本経済新聞 2015年10月23日(金)
- 14) 2014年10月13日琉球新報
- 15) 2014.10.25 朝日新聞
- 16) 2014年10月25日愛媛新聞
- 17) 2014年10月25日愛媛新聞
- 18) 2014年10月13日琉球新報
- 19) 京都新聞 2014年10月16日